

個人情報保護に関するガイドライン

(平成31年改正)

札幌医科大学附属病院

目 次

I	目 的	1
II	用語の定義	1
1	個人情報の定義	1
2	診療情報の定義	1
3	診療記録の定義	1
4	診療情報の提供の定義	2
III	附属病院における患者の個人情報の通常の利用目的	2
1	利用目的の特定等	2
2	附属病院における利用目的の特定	2
3	公表	3
4	利用目的による制限及び制限の例外	3
IV	第三者への提供	4
1	第三者への提供の制限	4
	(1) 警察及び検察庁	
	(2) 裁判所	
	(3) 弁護士会及び弁護士	
	(4) 保険会社	
	(5) マーケティング等を目的とした会社からの照会	
	(6) 勤務先・上司・同僚・学校等	
	(7) 知人・友達等	
	(8) 家族・親族等	
	(9) 行政機関	
	(10) 紹介状を本人が持参した場合	
	(11) 学会・学術誌等	
	(12) 医療事故等の報告・公表	
2	第三者に該当しないもの	6
V	個人情報管理措置	7
1	技術的個人情報管理	7
2	個人データの保存	7
3	患者氏名の呼び出し等	7
VI	個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求等	7

I 目的

本ガイドラインは、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「個人情報保護法」という。）及び「北海道個人情報保護条例」、厚生労働省が定めた「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に基づき、札幌医科大学附属病院における個人情報の適切な取扱いを目的に定めるものである。

【関係法令・ガイドライン等】

「個人情報保護に関する法律」（平成15年法律第57号）
「北海道個人情報保護条例」（平成6年北海道条例第2号）
「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」 （平成29年4月14日厚生労働省）
└── Q&A（事例集）
「診療情報の提供等に関する指針」 （「診療情報の提供等に関する指針の策定について」平成15年9月12日厚生労働省医政局長通知）
「個人情報システムの安全管理に関するガイドライン」（平成17年3月31日厚生労働省）

II 用語の定義

1 個人情報の定義

○（「個人情報保護法」第2条の1）

この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、電磁的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項二号において同じ。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

○「個人識別符号」とは、当該情報単体から特定の個人を識別できるものとして政令に定められた文字、番号、記号その他の符号をいい、これに該当するものが含まれる情報は個人情報となる。

例えば、細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名 DNA）を構成する塩基の配列、健康保険法に基づく被保険者証や高齢者受給証の記号、番号及び保険者番号などを該当する。

○（「北海道個人情報保護条例」第2条の1）

(6) 公文書 実施機関が作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらに撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録であつて、当該実施機関が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。

2 診療情報の定義

○ 診療情報の定義（「診療情報の提供等に関する指針」）

「診療情報」とは、診療の過程で、患者の身体状況、病状、治療等について、医療従事者が知り得た情報をいう。

なお、当該患者が死亡した後においても、当該患者の情報を保存している場合には、漏えい、滅失又は棄損等防止のため、安全管理措置を講ずるものとする。

3 診療記録の定義

○ 記録 : 「医療法」第21条、「医療法施行規則」第20条の11

○ 診療に関する諸記録 : 「医療法」第22条の2、「医療法施行規則」第22条の3

「診療記録」とは、診療録、処方箋、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約その他の診療の過程で患者の身体状況、病状、治療等について作成、記録又は保存された書類、画像等の記録をいう。

(1) 病院日誌、各科診療日誌（医療法第21条）

- (2) 診療録（医師法第24条、歯科医師法第23条）
- (3) 処方箋（医師法第22条、歯科医師法第21条、薬剤師法第26条、第27条）
- (4) 麻酔記録（医療法施行規則第1条の10）
- (5) 調剤録（薬剤師法第28条）
- (6) 手術記録（医療法第21条）
- (7) 看護記録（医療法施行規則第22条の2）（特定機能病院の施設基準等）
- (8) 検査所見記録（医療法第21条）
- (9) エックス線写真（医療法第21条）
- (10) 照射録（診療放射線技師法第28条）
- (11) 紹介状、退院した患者に係る入院中の診療経過の要約（医療法第22条）
- (12) レセプト
- (13) 助産録（保健師助産師看護師法第42条）
- (14) 歯科衛生士業務記録（歯科衛生士法施行規則第18条）
- (15) 歯科技工士指示書（歯科技工士法第18条、第19条）
- (16) 診療録等の記載事項「診療の年月日（医師法施行規則第23条）」

4 診療情報提供の定義

（「診療情報の提供等に関する指針」）

- 診療情報の提供は、①口頭による説明、②説明文書の交付、③診療情報の開示等具体的な状況に即した適切な方法により、患者等に対して診療情報を提供することをいう。
- 「診療記録の開示」とは、患者等の求めに応じ、診療記録を閲覧に供すること又は診療記録の写しを交付することをいう。
- 遺族に対する診療情報の提供
遺族に対する診療情報提供に当たっては、「診療情報の提供等に関する指針」の3、7の（1）、（3）及び（4）並びに8の定めを準用する。ただし、診療記録の開示を求め得る者の範囲は、患者の配偶者、子、父母及びこれに準ずる者（これらの者に法定代理人がいる場合の法定代理人を含む。）とする。
- 附属病院における遺族に対する診療情報の提供
（1）医師による口頭説明及び閲覧については、従前どおり病院の情報提供として行う。
（2）診療記録の写しの交付については、別に定める「札幌医科大学附属病院における患者の遺族に対する診療記録の提供に関する取扱要綱」により行う。
（3）診療記録の開示を求め得る者の範囲については、患者の配偶者、子、父母及び法定相続人とする。

Ⅲ 附属病院における患者の個人情報の通常の利用目的

1 利用目的の特定等

- （「個人情報保護法」第15条）
個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下、利用目的）をできる限り特定しなければならない。

2 附属病院における利用目的の特定

- 1 患者さんへの医療提供
 - (1) 医療サービス及び向上（診断、治療、看護、処置及び治療方針等）
 - (2) 他の医療機関、薬局等との連携
 - (3) 他の医療機関、薬局等からの照会に対する回答
 - (4) ご家族等への病状説明
 - (5) 医療相談
- 2 医療保険事務
 - (1) 受付、医療保険事務、医療情報統合システム等の委託
 - (2) 審査支払機関へのレセプトの提出
- 3 管理運營業務
 - (1) 入退院の病棟管理
 - (2) 医療事故等の報告
 - (3) 病院賠償責任保険にかかる報告・調整

4 その他の利用

- (1) 医療サービスの向上のための病例研究
- (2) 院内における研修医・医療実習等への協力
- (3) 学会や学術誌における報告（個人を識別されないよう匿名化・修飾をした上で）等
付 記

- 1 上記のうち、同意しがたい事項がありましたら、その旨をお申し出てください。
- 2 お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。
- 3 これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等を行うことができます。

上記の目的以外で利用する必要が生じた場合、改めて患者さんの「同意」をいただきます。また、患者さんの方から利用を断る旨申し出ることができます。

3 公表

個人情報の利用目的の公表の方法として、患者等に十分に理解していただくため、院内掲示、ホームページに掲載するほか、リーフレットで公表することとする。

4 利用目的による制限及び制限の例外

○（「個人情報保護法」第16条1項）

個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、法15条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

○（「個人情報保護法」第16条3項）

前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(1) 法令に基づく場合とは

医療法に基づく立ち入り検査、介護保険法に基づく不正受給者に係る市町村への通知、児童虐待の防止等に関する法律に基づく児童虐待に係る通告等、法令に基づいて個人情報を利用する場合である。

(2) 未成年者の場合

患者が未成年等の場合、法定代理人等の同意を得ることで足りるが、一定の判断能力を有する未成年者等については、法定代理人等の同意にあわせて本人の同意を得ること。

IV 第三者への提供

1 第三者への提供の制限

○（「個人情報保護法」第23条）

個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(1) 警察及び検察庁

「刑事訴訟法」第218条に基づく裁判官の令状による捜査の場合は、強制力を伴うため、差押等に応じることとする。

警察や検察等の捜査機関の行う「刑事訴訟法」第197条第2項に基づく照会（同法第507条に基づく照会も同様）は、原則として相手方に報告すべき義務を課すものと解されている上、警察や検察等の捜査機関の行う任意捜査も、これへの協力は任意ではあるものの、法令上の具体的な根拠に基づいて行われるものであり、いずれも「法令に基づく場合」に該当すると解されている。

一方で、病院職員には（医師の場合は「刑法」第134条第1項等に基づく）守秘義務があるため、その取り扱う範囲を真に必要な範囲に限定する等、患者の秘密保護にも十分な配慮をする必要がある。たとえ「刑法」及び「北海道個人情報保護条例」違反とならなくても、場合によっては、民法に基づく損害賠償請求等を求められるおそれがあるため、患者本人の同意を確認した上で回答する。

ただし、本人の同意が得られない場合や捜査の必要性から見てやむを得ないと認められるときは、次に該当する場合を除き照会に応じることができるものとする。

- (1) 当該個人の正当な利益を侵すおそれがあると認められる場合
- (2) 診療業務に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる場合

やむを得ない場合の例として、交通事故や傷害事件などの現場から搬送されたばかりの患者に関する、おおよその容態や症状を告げることなどがあげられる。

(2) 裁判所

「民事訴訟法」第223条に基づく文書提出命令の場合は、強制力を伴うため、応じることとする。

「民事訴訟法」第186条に基づく調査嘱託、「民事訴訟法」第226条に基づく文書送付嘱託、「刑事訴訟法」第279条に基づく照会は、「北海道個人情報保護条例」との関係において、「法令等の規定に基づくとき」に該当するので回答することができる。

しかし、「刑法」第134条第1項等に基づく守秘義務との関係で患者の秘密保護に十分な配慮をしていく必要があるため、患者本人の同意を確認した上で回答する。

また、「民事訴訟法」第235条から第239条の証拠保全は、証拠保全の相手方には検証手続を受忍しかつその所持する検証物を提示すべき公法上の義務であり、正当な事由がなければこれを拒否することができない。拒否に対して裁判所が強制する手段はないものの、証拠保全を拒否することによって隠蔽などの疑念を与えることが想定されることから応じることとする。

(3) 弁護士会及び弁護士

「弁護士法」第23条の2に基づく弁護士会照会の場合は、「北海道個人情報保護条例」との関係において、「法令等の規定に基づくとき」に該当するので回答することができる。しかし、「刑法」第134条第1項に基づく守秘義務との関係で、患者の秘密保護に十分な配慮をしていく必要があるため、患者本人の同意を確認した上で対応する。

なお、弁護士から照会があったときは、原則、弁護士法第23条の2に基づく弁護士会の文書照会でのみ対応すると伝えることとし、患者の弁護人または代理人としてやむを得ない理由が認められる場合であっても、患者本人の同意を確認できないときは応じないこととする。

【弁護士法第23条の2】

1. 弁護士は、受任している事件について、所属弁護士会に対し、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることを申し出ることができる。
2. 弁護士会は、前項の規定による申出に基づき、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(4) 保険会社

交通事故によるけがの治療を行っている患者に関して、保険会社から損害保険金の支払いの審査のために、症状・診療報酬等について診療情報の提供を求められるが、患者本人の同意書が必要。被害患者にはあらかじめ提出された同意書を確認し対応する。

その他にも、患者が各種の保険に加入しようとする際に、過去の病歴、既往症等についての問い合わせについては、患者の同意なく回答してはいけない。

(5) マーケティング等を目的とした会社等からの照会

健康食品の販売を目的とする会社等から、患者照会の依頼があった場合、患者の同意を得ず、患者の氏名・住所を回答してはならない。

(6) 勤務先、上司、同僚、学校等

職場の上司・学校の教職員等からの、症状や健康状態の問い合わせについては、本人の同意がない限り情報を提供してはならない。

入院中の外部からの問い合わせの対応は、拒否したい患者については、事前に申し出ていただくこととする。(リーフレットで周知する。)

(7) 知人、友達

来訪者等が友達や知り合いと名乗り、実際は利害関係者である場合や、患者本人が職場等に内緒で入院している場合があり、(6)の勤務先等と同様の取り扱いが必要である。

しかし、実際の友達などの場合には、個人的な関係に基づいてお見舞いに来たり、心配して病状を訪ねてくることが多く、これらの対応を拒否した場合、苦情となり、患者にも迷惑をかける結果となることがあるので、特に注意を要する。面談等について拒否したい患者については、事前に申し出ていただくこととする。(リーフレットで周知する。)

(8) 家族、親族等

① 法においては、個人データを第三者提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得ることを原則としている。

一方、病態によっては、治療等を進めるに当たり、本人だけでなく家族等の同意を得る必要がある場合もある。

家族等への病状説明については、患者への医療の提供に必要な利用目的と考えられるが、本人以外の者に病状説明を行う場合は、本人に対し、あらかじめ病状説明を行う家族等の対象者を確認し、同意を得ることが望ましい。

この際、本人からの申出がある場合には、治療の実施等に支障が生じない範囲において、現実に患者の世話をしている家族及びこれに準ずる者を、説明を行う対象に加えたり、家族においても特定の人を限定するなどの取扱いとすることができる。

② 一方、意識不明の患者の病状や、重度の認知症の高齢者に関する状況を家族等に説明する場合は、本人の同意を得ずに第三者提供できる場合と考える。

この場合、本人の家族等であることを確認した上で、治療等に際し必要な範囲で情報提供を行うとともに、本人の過去の病歴、治療歴等について情報の取得を行う。

本人の意識が回復した際には、速やかに、提供及び取得した個人情報の内容とその相手について本人に説明するとともに、本人からの申出があった場合、取得した個人情報の内容の訂正や、病状の説明を行う家族等の対象者の変更等を行う。

なお、患者の判断能力に疑義がある場合は、意識不明の患者と同様の対応を行うとともに、判断能力の回復にあわせて、速やかに本人への説明を行い本人の同意を得るものとする。

③ 病態等について、本人と家族等に対し同時に説明を行う場合には、明示的に本人の同意を得なくても、その本人と同時に説明を受ける家族等に対する診療情報の提供について、本人の同意が得られたものと考えられる。

(①②③は厚生労働省のガイダンス引用)

④ 患者の黙示による同意に基づき、病態等の説明を行うことのできる「家族等」の範囲検討委員会における指摘事項(医療機関等における個人情報のあり方に関する第4回検討委員会)

◎ 指摘事項

患者の病態等について親族等への説明を行う場合、患者の中には、家族の中の特定の人のみ説明をするよう求める人がいる。

また、事実婚や親しい友人と同居している場合で、同居人に対して病態等の説明をするよう求める人がいる。このような患者の要望について、医療機関は、どのように対応すべきか。

◎ 対応方針

説明等を行うべき者の範囲について、本人からの申し出がある場合は、その者について、家族と同様に扱う。

(9) 行政機関

医療機関は、公衆衛生及び医療行政上の必要から、様々な場面で患者や疾病に関する報告、届け出を義務づけられている。

法令上義務化されている報告等以外は、個別対応とする。

(10) 紹介状等を本人が持参した場合

他の医療機関への紹介状、処方箋等を発行し、当該書面を本人が他の医療機関等に持参した場合、当該第三者提供については、医療機関等との間で情報交換を行うことについて同意が得られたものであると解する。

(11) 学会、学術誌等

特定の患者の症例や事例を学会で発表したり学術研究誌等で報告する場合には、従来から、氏名等を匿名化（A患者等）したり、顔写真にマスクングすることで特定の患者であることを識別できないように取り扱ってきた。

その匿名化が識別化され得なければ、「個人情報保護法」第2条に定義する「個人情報」にはあたらない。法的には、患者の同意なしに学会報告することも可能である。

しかし、症例や事例により十分な匿名化が困難な場合は、事前に利用目的を、院内掲示等により周知するとともに、患者の同意を得るものとする。

さらに、当該発表等が研究の一環として行われる場合には、医学研究分野における関連指針や関係団体等が定める指針に従うものとする。

(12) 医療事故等の報告・公表

医療事故等に関する情報提供に当たっては、患者及び家族等の意思を踏まえ、報告において氏名等が必要とされる場合を除き匿名化する。また、医療事故発生直後にマスコミへの公表を行う場合等については、匿名化する場合であっても、本人又は家族等の同意を得よう努めるものとする。

2 第三者に該当しないもの（法第23条5項）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態においているとき。 |
|--|

(1) 同一事業者内における情報提供する場合。

- ① 同一事業者が開設する複数の施設間における情報の交換
- ② 当該事業者で経営分析を行うための情報交換
- ③ 当該事業者の職員を対象とした研修での利用（当該利用目的が院内掲示等により公表されていない場合には、具体的な利用目的について本人の同意を得るか、個人が特定されないよう匿名化する必要がある。）
- ④ 病院内の他の診療料との連携による情報交換

(2) 検査等の業務を委託する場合

(3) 外部監査機関への情報提供（日本医療機能評価機構が行う病院機能評価等）

(4) 個人データを特定の者との間で共同して利用するとして、あらかじめ本人に通知等している場合（治験等）

第三者に該当しない情報提供が行われる場合であっても、院内の掲示、ホームページ等により情報提供先をできるだけ明らかにするとともに、患者等からの問い合わせがあった場合に回答できる体制を確保する。

V 個人情報管理措置

1 技術的個人情報管理

個人データの紛失・破壊・改ざん・漏えい・盗難及び不正アクセス防止のため、関係条例等を遵守し、適正管理に努めるとともに、個人情報管理の徹底を図る。

また、アクセス管理（IDやパスワード等認証）のための次の規程等により、適正管理を求める。

- 札幌医科大学附属病院医療情報運用管理規程
- 札幌医科大学附属病院医療情報統合システム運用管理要綱

〈 参考 〉

- ・地方公務員法（昭和25年法律第261号）
- ・北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号）
- ・札幌医科大学情報セキュリティ基本方針（平成24年4月1日施行）
- ・札幌医科大学情報セキュリティ対策基準（平成24年4月1日施行）

2 個人データの保存（紙媒体で発出した病歴資料）

患者の診療録等の個人情報管理については、紛失・破壊・改ざん及び漏えい防止のため「札幌医科大学附属病院入院病歴資料管理要綱」により、適正管理に努める。

3 患者氏名の呼び出し等

受付窓口での呼び出しや診察室等での案内、病室ベットサイドの患者の氏名・血液型及び手術日の表記については、個人情報管理上、患者等に理解してもらうこととする。

ただし、入院患者への電話の取り次ぎ、見舞者からの入院室の問い合わせ、病棟不在時の院内放送による呼び出し等について、拒否する患者には、事前に申し出ってもらうこととする。

また、G I D患者については、「札幌医科大学附属病院臨床倫理委員会G I D専門部会」の決定により、対応することとする。

VI 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求等

開示、訂正及び利用停止については、「北海道個人情報保護条例」による。

1 （自己に関する個人情報の開示の請求）

第14条 何人も、実施機関に対し、その保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年後見人の法定代理人（特定個人情報の開示を請求する場合にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 （費用の負担）

第26条 前条第1項、第3項又は第4項の規定による写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

3 （自己に関する個人情報の訂正の請求）

第28条 何人も、第25条第1項の規程により開示を受けた自己に関する個人情報に係る事実と誤りがあると思料するときは、当該個人情報を保有する実施機関に対し、その訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。

2 第14条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求（以下、「訂正請求」という。）

について準用する。

4 (自己に関する個人情報の利用停止の請求)

第35条 何人も、第25条第1項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報が、次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

- (1) 第7条の規定に違反して収集されたものであるとき、又は第8条の規定に違反して利用されているとき 当該個人情報の利用の停止又は廃棄若しくは消去
- (2) 第8条の規定に違反して提供されているとき、又は第10条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止
- (3) 第11条第3項の規定に違反して廃棄され、又は消去されていないとき 当該個人情報の廃棄又は消去

3 第14条第2項の規定は、前項の規定による利用停止(第1項各号及び前号各号に定める措置をいう。以下同じ。)の請求(以下「利用停止請求」という。)について準用する。

4 利用停止請求は、個人情報の開示を受けた日から90日以内に行なければならない。

5 (審査会への諮問)

第40条 実施機関は、開示決定等、訂正等の決定、利用停止等の決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について諮問があったときは、当該審査請求が不適法なものであるときを除き、審査会に諮問して、当該審査請求に対する裁決を行うものとする。この場合において、実施機関は、審査会の答申を尊重するものとする。

(附則)

平成17年4月1日制定

平成19年9月25日一部改正

平成24年9月25日一部改正

令和元年5月21日一部改正